

# 岐阜県公報

## 目次

収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

(収用委員会)

ページ  
一

号外 (37) 平成二十九年 四月 一日

## 収用委員会規則

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲 朗

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「土地の」を「会長は、土地の」に改め、「の各号」を削り、「は、会長の専決処分とする」を「を専決することができる」に改め、同項第四号中「第四十二条第三項」の下に「(法第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第四十二条第五項」の下に「(第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第四十二条第六項」の下に「(法第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第二項」の下に「(第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加え、同項第十号を削り、同項第十一号中「裁決手続開始決定の」を「裁決手続の開始を決定した」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「の規定により明渡裁決申立書」を「各号に掲げる書類」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「明渡裁決申立書」を「前号の書類」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「明渡裁決申立書」を「第十二号の書類の関係部分」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を削

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成二十九年四月一日

り、同項第十七号中「第五十条第二項」の下に「(法第九十四条第六項(法第二百二十四条第三項において準用する場合を含む。次号から第十八号までにおいて同じ。))において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十八号中「第五十条第四項」の下に「(法第九十四条第六項において準用する場合を含む。))」を、「関係人」の下に「(第十八号及び第四十四号において「起業者等」という。))」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十九号中「第六十五条第三項」の下に「(法第九十四条第六項において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第二十号中「第六十六条第三項」の下に「(法第九十四条第六項及び法第二百二十条において準用する場合を含む。))」を、「判決書」の下に「又は確認書若しくは確認拒否書」を加え、「起業者、土地所有者及び関係人」を「起業者等又は起業者等及び利害関係人」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十一号中「第九十四条第三項」の下に「(法第二百二十四条第二項において準用する場合を含む。))」を加え、「協議が成立しないときに」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第二十二号中「第九十四条第四項」の下に「(法第二百二十四条第二項において準用する場合を含む。))」を、「命じ」の下に「及び」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十三号中「第九十四条第五項」の下に「(法第二百二十四条第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号から第二十九号までを三号ずつ繰り上げ、第三十号を削り、第三十一号を第二十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十七 法第二百三十三条第三項の規定により土地の使用の許可に係る起業者の名称等を土地の所有者及び占有者に通知すること。

第二十条第一項中第三十二号を第二十九号とし、第三十三号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 施行令第四条第二項において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十九条の規定により送達に係る書面の提出を受けること。

第二十条第一項第三十四号中「及び第二項」を「(施行令第六条の二において準用する場合を含む。))」に改め、「公示送達」の下に「又は公示による通知」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項第三十五号中「第五条第三項」の下に「(施行令第六条の二において準用する場合を含む。))」を、「公示送達」の下に「若しくは公示による通知」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「掲載すること」の下に「又は市町村長から公示

による通知があつた旨を県の掲示場に掲示し、及び県公報に掲載する旨の求めを受けること」を加え、同号を同項第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 施行令第六条の二において準用する施行令第五条第四項の規定により市町村長による公示による通知があつた旨を県の掲示場に掲示し、及び県公報に掲載すること。

第二十条第一項中第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十六 土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号。以下「施行規則」という。)(第十九条の規定により供託書を受理すること。

三十七 施行規則第二十条第一項の規定により確認証書を土地所有者、関係人又は起業者に交付すること。

三十八 施行規則第二十二條第一項の規定により支払委託書を供託所に送付すること。第二十条第一項第三十九号中「公開等に関する事務」を「公開請求に対する決定等に関すること。」に改め、同号を同項第四十五号とし、同号の前に次の六号を加える。

三十九 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号。以下「特別措置法」という。)(第二十条第三項の規定により起業者の申立てがあつた旨を土地所有者及び関係人に通知すること。

四十 特別措置法第二十条第五項の規定により同条第四項に規定する期間内に判決をすることができなかつた旨を国土交通大臣に通知すること。

四十一 特別措置法第二十四条の規定により意見書を提出すべき旨を命ずること。

四十二 特別措置法第三十八条の二第三項の規定により判決を行うべき期日を定め、及びこれを起業者に通知すること。

四十三 特別措置法第三十八条の二第四項の規定により書類を国土交通大臣に送付すること。

四十四 特別措置法第三十八条の二第五項の規定により事件を国土交通大臣に送つた旨を起業者等に通知し、及び公告すること。

第二十条第一項中第四十号を第四十六号とし、第四十一号を第四十七号とし、第四十二号を第四十八号とする。

第二十条第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項第七号(法第四十三条第二項の規定により意見書を受理することに限る。)(第十一号、第二十一号、第三十号(施行令第一条の第十四第二

号に該当するときに限る。)、第三十二号(施行令第六条の二において準用する場合に限る。)、第三十三号(市町村長に対して公示による通知があつた旨を掲示することを求め、若しくは公示による通知があつた旨を官報に掲載することに限る。)及び第三十五号に掲げる事項を法第六十条の二第一項の規定により委員に委任した場合については、これらの規定は適用しない。

第九条第二項中「審理」の下に「又は調査」を加える。

第十二条を次のように改める。

(公印)

第十二条 委員会の公印の種類、ひな型、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

2 公印は、用地課長が管理するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二条関係)

種類	ひな型	書体	寸法
岐阜県収用委員会之印	岐阜県収用委員会之印	大和古字	二十九ミリメートル平方
岐阜県収用委員会会長之印	岐阜県収用委員会会長之印	てん書	二十九ミリメートル平方
岐阜県収用委員会会長職務代理者之印	岐阜県収用委員会会長職務代理者之印	てん書	二十九ミリメートル平方

岐阜県収用委員会指名委員之印	岐阜県収用委員会指名委員之印	てん書	二十九ミリメートル平方
----------------	----------------	-----	-------------

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社